

**介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・
介護職員等ベースアップ等支援加算 並びに
令和6年6月からの新加算について**

1 処遇改善に係る加算の一本化

介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算（以下「旧3加算」という。）は、令和6年6月から「介護職員等処遇改善加算」（以下「新加算」という。）に一本化されます。

2 R6計画書等及びR5実績報告書の提出について

提出書類		提出期限	提出先
①	令和6年度計画書 (4・5月分の旧3加算 及び6月以降分の新加算)	令和6年4月15日(月) ※注1	各指定権者 (県の提出先は、 県長寿社会課)
②	指定事項等変更届 及び 介護給付費算定に係る体制 等状況一覧表	○旧3加算(4・5月分) 令和6年4月15日(月) ※注2	所管する県健康 福祉センター
		○新加算(6月以降分) 令和6年6月14日(金) ※注3	
③	令和5年度実績報告書	令和6年7月31日(水) ※ <u>実績報告書が提出されない場合、不正請求として 全額返還となります。</u>	各指定権者 (県の提出先は、 県長寿社会課)

注1 令和5年度から継続取得する場合を含む。

注2 令和6年4月又は5月から旧3加算を取得又は区分変更する場合。

注3 令和6年6月から新加算を取得する場合(旧加算から継続取得する場合を含む)。

3 県長寿社会課への提出方法について

以下のメールアドレス宛てにExcel形式で提出してください(PDF不可)。

※やむを得ずメールによる提出ができない場合のみ、郵送又は持参可(FAX不可)。

(1) メールの場合

kaigo.shoguukaizenkasan@pref.yamaguchi.lg.jp

※メールの件名は「R6計画書(又はR5報告書)(法人単位の場合は法人名、事業所単位の場合は事業所名を記載)」としてください。

例) 株式会社〇〇のR6計画書の場合「R6計画書(株式会社〇〇)」

(2) 郵送又は持参の場合(やむを得ずメールによる提出ができない場合のみ)

〒753-8501 山口県山口市滝町1-1 長寿社会課介護保険班

4 関係通知について

令和6年度における処遇改善に係る加算の取扱いについては、令和6年3月15日付け介護保険最新情報Vol.1215等をご確認くださいませようお願いします。